

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ラクーンホールディングス		コード	3031
提出日	2026/7/2	異動（予定）日	2026/7/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役の選任議案が付議されるため。			
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	中垣 徹二郎	社外取締役	○												○		有	
2	福田 素裕	社外取締役	○										△				有	
3	菱川 浩一郎	社外取締役	○												○	新任	有	
4																		
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		同氏は、これまで培ってきた豊富なビジネス経験や実績に基づく企業経営に係る幅広い知識と見識を有しており、その知識と見識を活かして独立した立場から当社の監督の役割を遂行していただくことが期待され、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
2	同氏は2020年3月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに在籍しておりましたが、同法人在籍時に当社及び当社の子会社、関連会社の会計監査に関与したことは無く、同法人との直近事業年度における取引額は、当社グループの連結売上高の2%に達していません。従いまして、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める社外役員の独立性基準を満たしていることから同氏の独立性は十分に確保されており、社外取締役として独立した立場から職務を適切に遂行していただけると判断しております。	同氏は、公認会計士実務を通じて培われた豊富な経験と、財務・会計に関する専門的な知識を有しており、その経験と専門的な知識を活かして独立した立場から当社の監査・監督に反映していただくことが期待され、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
3		同氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、その経験と専門知識を活かして独立した立場から当社の監査・監督に反映していただくことが期待され、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
4		
5		

4. 補足説明

当社は、社外役員の独立性に関する判断基準を以下のとおり定めており、次のいずれにも該当しない場合に独立性を有しているものと判断しております。	
1. 現在または過去10年間ににおいて当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人（以下、総称して「業務執行者」という。）であった者 2. 当社の総議決権数の10%以上を直接もしくは間接に有する者または法人の業務執行者 3. 当社グループを主要な取引先とする者（※1）またはその業務執行者 4. 当社グループの主要な取引先（※2）またはその業務執行者 5. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属し、当社及び当社の子会社、関連会社の会計監査に関与した者 6. 当社グループから役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士等（当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。） 7. 当社グループから年間1,000万円を超える寄付、助成金を受けている者もしくはその業務執行者 8. 過去3年間ににおいて、上記2から7までのいずれかに該当していた者 9. 上記1から8までのいずれかに該当する者が重要な使用人（※3）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族 （※1）当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。 （※2）当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先との取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。 （※3）重要な使用人とは、業務執行取締役、執行役員、部長職以上の使用人をいう。	

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。